債権者集会招集

平成２４年（フ）第１８号
長野県駒ヶ根市赤穂4509番地
破産者　伊南電器株式会社
1　期日　平成25年12月12日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年11月５日　長野地方裁判所伊那支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９８号
青森市篠田２丁目３番７号
破産者　高橋五十一
免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
平成25年11月６日
青森地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第３４号
横浜市都筑区茅ケ崎東２丁目６番８号
清算株式会社　ＪＣＡ株式会社
代表清算人　杉山　真一
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（ヒ）第９号
愛知県知立市宝町塩掻58番地
清算株式会社　株式会社ジーイング
代表清算人　川口　　輝
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第４２号
愛知県春日井市瑞穂通５丁目33番地
清算株式会社　株式会社清和
代表清算人　清水　精次
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、株式会社清水屋に対し、協定債権５億6300万円について、本協定の認可の決定が確定した後、直ちに、預金等の換価金から本件清算手続に必要な費用を控除して残額がある場合その全額を弁済し、かつ、次の２筆の土地の所有権を譲り渡し、代物弁済を原因とする所有権移転登記手続をする。
名古屋市中川区尾頭橋三丁目415番１
宅地　903.64平方メートル
名古屋市中川区尾頭橋三丁目414番２
宅地　11.39平方メートル
2　株式会社清水屋は、前項の弁済を受け、かつ、前項の所有権移転手続を経たときは、清算株式会社に対し、協定債権額から前項の弁済額及び前項の２筆の土地の鑑定価額合計9650万円を控除した残額について、その債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、株式会社清水屋に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、前項の残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
名古屋地方裁判所民事第２部

更生計画認可

平成２５年（ミ）第１号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号
更生会社　株式会社聴涛館
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　管財人提出の更生計画を認可し、更生債権者Ｃｏｍｏ合同会社提出の更生計画を認可しない。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。更生債権者Ｃｏｍｏ合同会社提出の更生計画案は可決されなかった。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権
第１　確定更生担保権
確定した更生担保権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、詳細は、「更生担保権弁済計画表」（別表６）記載のとおりである。
更生担保権者数　７名
確定更生担保権の合計額
２億0316万8328円
第２　権利の変更
別表６記載の更生担保権については、同表「弁済額」欄記載の金額を弁済する。
第３　弁済方法
別表６記載の更生担保権については、本件事業承継日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。
第２節　優先的更生債権
第１　租税等の請求権
1　届出債権
租税等の請求権者数及び租税等の請求権額の概要は以下のとおりであり、詳細は「租税等の請求権納付計画表」（別表７）記載のとおりである。
租税等請求者数　５名
租税等の請求権の合計額
8525万6534円及び額未定
（内訳）

本税等	8525万6534円
本開始決定日の前日までの間に生ずる延滞金等	０円
本開始決定日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの間に生ずる延滞金等	額未定
本開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日前日までの間に生ずる延滞金等	額未定
更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの間に生ずる延滞金等	額未定

2　権利の変更
⑴　別表７記載の租税等の請求権のうち、本開始決定日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの間に生ずる延滞金等については、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。
⑵　別表７記載の租税等の請求権のうち、本開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日前日までの間に生ずる延滞金等については、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。
⑶　別表７記載の租税等の請求権のうち、更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの間に生ずる延滞金等については、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。
⑷　上記⑴及び⑵は更生計画認可決定日に、上記⑶については完納時に、それぞれ免除を受ける。ただし、上記⑵について徴収する権限を有する者の同意を更生計画認可決定日以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。
3　納付の方法
別表７記載の租税等の請求権のうち、同表「納付額」欄記載のものについては、本件事業承継日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括納付する。
第３節　一般更生債権
第１　確定一般債権
確定した一般更生債権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、詳細は、「一般更生債権弁済計画表」（別表８）記載のとおりである。
一般更生債権者数　196名
確定一般更生債権の合計額
43億4997万3427円及び額未定
（内訳）

元本等更生債権の合計額（※）	43億4997万3427円
開始後利息等	額未定

（※）元本等更生債権のうちテナント保証金返還請求権に係るものにつき、認否時点（平成25年６月11日）以降、会社更生法48条３項により共益債権となった又はなる可能性のある金額全てを控除した残額を記載した（別表８－１参照）。